

## 相続税の総額の計算書

○この表を修正申告書の(④)欄の(⑥)(⑧)の金額を記入します。 ○欄には修正申告書第1表の(④)欄の(⑥)(⑧)の金額を記入し、(⑤)欄には修正申告書	この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の⑤欄及び⑦欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。									
	① 課税価格の合計額 (①) (第1表) (⑥)(⑧)		円 ,000		② 遺産に係る基礎控除額 $5,000\text{万円} + (1,000\text{万円} \times \frac{\text{③の法定相続人の数}}{\text{④の人数}}) = \text{⑤の法定相続人に応じた法定相続分}$			③ 課税遺産総額 円 ,000		
法定相続人の数	④ 人	合計	1	⑧ 相続税の総額 (⑦の合計額) (100円未満切捨て)	00	⑪ 相続税の総額 (⑩の合計額) (100円未満切捨て)	00	00	00	
(注) 1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 2 ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記するとともに、⑪欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。										

## 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	300,000千円以下	300,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	—千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	47,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。

⑥欄の金額×税率-控除額=⑦欄の税額 ⑨欄の金額×税率-控除額=⑩欄の税額

例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額(⑦欄)は、 $30,000\text{千円} \times 15\% - 500\text{千円} = 4,000\text{千円}$ です。

## ○連帯納付義務について

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。